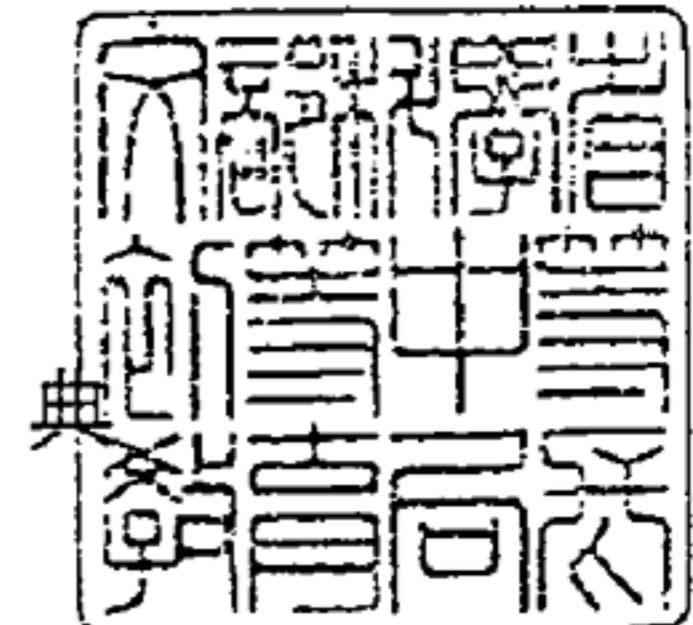


資料 6

14 文科初第 848 号
平成 14 年 10 月 30 日

文化庁次長
銭谷眞美殿

文部科学省初等中等教育局長
矢野重典



著作権法改正要望について（通知）

文部科学省初等中等教育局では、関係団体からの要望や国会での審議等も踏まえ、弱視の児童生徒のためのいわゆる「拡大教科書」（検定済教科書等の文字等を拡大した教材）の作成・利用について検討してまいりましたが、その結果、著作権法の一部について改正の検討をお願いしたいので、別添のとおり要望いたします。

弱視の児童生徒のためのいわゆる「拡大教科書」について

1. 弱視の児童生徒の教育の現状について

(1) 弱視の児童生徒について

弱視の児童生徒については、盲学校や小・中学校の特殊学級において教育が行われているが、小・中学校の通常の学級に在籍している者もある。

(注：「弱視」とは、矯正視力が0.04～0.3未満程度の者をいう)

(2) 弱視の児童生徒数

	小 学 部	中 学 部	高 等 部	合 計
盲 学 校	261 (698)	226 (471)	529 (1,076)	1,016 (2,245)
特 殊 学 級	130	44	————	174
計	391	270	529	1,190

平成13年5月1日現在

(注)・全国盲学校長会の調査による。

- ・盲学校の()内的人数は、学校基本調査による全児童生徒数である。
- ・通常の学級に在籍している弱視の児童生徒は、合計しても1,000人程度と推計される。

(参考) 小・中・高校の児童生徒数

- ・小学校：約 700万人
- ・中学校：約 400万人
- ・高 校：約 400万人

(3) 弱視の児童生徒の教育について

弱視の児童生徒は、視力は同じでもその見え方が様々であるなどの状況を踏まえ、その教育については、通常の文字の大きさの検定済教科書を無償給与し、弱視レンズや拡大読書器等の視覚補助具を用い、一人一人の見え方に配慮した指導が行われているが、「検定済教科書等の文字等を拡大した教材」(以下「拡大教科書」という)も活用されている。

2. 「拡大教科書」について

(1) 現状

「拡大教科書」については、弱視の児童生徒が教科の内容を理解するのに有効であることから、次のように作成が行われている。

- ① 一人一人の見え方に対応するため、保護者等の要望に応じ、ボランティア等が

一冊一冊手作りで作成し、直接保護者等に提供。

- ② 一部の教科書については、出版社等によって「拡大教科書」が発行・販売されているが、その数は極めて限定されている（小・中学部の国語、算数・数学、英語について、各1種類のみ）。

（2）弱視者関係団体からの要望等

従来から、弱視者関係団体等から文部科学省初等中等教育局に対して次のような要望があり、「拡大教科書」の有効性に鑑み、弱視の児童生徒の教育の充実を図るため、これらの課題に取り組んできた。

- ① 「拡大教科書」の種類を少なくとも「点字教科書」並に拡大すること（理科・社会の作成など）
- ② 「拡大教科書」の作成のための契約（権利処理）システムの構築（必要な場合には、著作権法改正についての文化庁への要望）
- ③ 「拡大教科書」の製作費への補助等ボランティア等への援助

3. 著作権法改正を要望するに至った経緯

上記の②の要望を受け、文部科学省初等中等教育局では、「拡大教科書」作成の際の著作権の許諾を簡易にする覚書等の仕組みについて検討した。

ボランティア等が作成する「拡大教科書」は、通常ボランティア等が一冊一冊手作りで作成するものであり、経済的な影響も殆どないことから、多くの場合著作者は無償での利用を許諾してくれている。このためボランティア等は、すべての権利者の許諾を得た上で「拡大教科書」を作成するよう、最大限の努力を行ってきている。しかし、小規模なボランティアグループ等が一冊の「拡大教科書」のためにすべての著作者を探し出して許諾を得ることは、極めて大きな負担となっている。

文部科学省初等中等教育局では、こうした許諾契約を簡便にするため、団体間の包括契約等の仕組みを検討してきたが、すべての権利者が著作権関係団体によって網羅されているわけではなく、また、すべてのボランティア等を組織化することも困難であるため、このようなシステムの構築は当面極めて困難であるとの結論を得るに至った。

以上のことから、著作権法の一部について、以下のような内容の改正の検討をお願いする次第である。

4. 要望の具体的な内容

著作権法第33条を改正し、「教科用図書」を対象とした第1項の規定を、現在第4項において準用対象とされている「教師用指導書」等と同様に、「拡大教科書」にも準用することとすること。また、ボランティア等による「非営利目的・無料譲渡」の場合には、第2項（補償金の支払い等）を適用しないこととすること。

(注) 「拡大教科書」を作成しているボランティア等は、決して許諾を得ることを単に面倒と考えているわけではなく、これまでも正しく許諾を得た上で「拡大教科書」を作成するよう最大限の努力を行っている。しかし、大部分の著作者からは快く許

諾が得られるものの、弱視の児童生徒の要望に応じて一冊一冊手作りで作成し、その都度すべての著作者を捜して個々に許諾を得るという実態から、弱視の児童生徒のニーズに対応しきれない（通常は1年間のみ使われる教科書について、発行されてから権利者の特定や許諾契約を始めると、授業開始に間に合わない）という状況に直面している。

なお、上記の法改正が実現された場合でも、そのような権利制限が濫用されることのないよう、文部科学省初等中等教育局としては、弱視者関係団体やボランティア等と十分な連携を保っていくこととしている。

5. 権利者団体等への説明状況

上記の要望の趣旨について、これまで、現代俳句協会、（協）日本脚本家連盟、（協）日本シナリオ作家協会、（社）日本児童文学者協会、（社）日本児童文芸家協会、（社）日本文芸家協会、（社）日本文芸著作権保護同盟、（社）日本音楽著作権協会、（社）日本美術家連盟、（社）日本グラフィックデザイナー協会、日本児童出版美術家連盟、日本写真著作権協会、（社）教科書協会に説明しており、概ね理解を得ている。